

京都大学医学部附属病院諸料金規程施行細則新旧対照表

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>第1条 京都大学医学部附属病院諸料金規程(昭和40年達示第2号)(以下「規程」という。)第2条第1項アに規定する普通室を除く等級別の病室の区分は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>個室C 医学部附属病院北病棟のC室 個室D 医学部附属病院北病棟のD室 個室SS 医学部附属病院積貞棟のSS室 個室SA 医学部附属病院積貞棟のSA室 個室SB 医学部附属病院積貞棟のSB室 個室SC 医学部附属病院積貞棟のSC室 個室SD 医学部附属病院積貞棟のSD室 個室SE 医学部附属病院積貞棟のSE室 2人室SF 医学部附属病院積貞棟のSF室</p> | <p>第1条 京都大学医学部附属病院諸料金規程(昭和40年達示第2号。以下「規程」という。)第2条に規定する消費税法(昭和63年法律第108号)で非課税とされる医師、助産師その他医療に関する施設の開設者による助産に係る資産の譲渡等に該当する場合は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 妊娠しているか否かの検査 (2) 妊娠していることが判明した時以降の検診及び入院 (3) 分娩の介助 (4) 出産の日以後2月以内に行われる母体の回復検診 (5) 新生児に係る検診(入院中のみ)及び入院</p> <p>2 前項第2号及び第5号において、妊娠中及び出産後の入院については、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 妊娠中の入院については、産科婦人科医師(以下「産科医師」という。)が必要と認めた入院(妊娠中毒症、切迫流産等)及び他の疾病(骨折等)による入院のうち産科医師が共同して管理する間の入院は、助産に係る資産の譲渡等に該当する。 (2) 出産後の入院のうち、産科医師が必要と認めた入院及び他の疾病による入院のうち産科医師が共同して管理する間の入院については、出産の日から1月を限度として助産に係る資産の譲渡等に該当する。 (3) 新生児の入院については、前号の取扱いに準ずる。</p> <p>第2条 規程別表1 保険外併用療養費 2 選定療養費(1) 特別室使用料に規定する普通室を除く等級別の病室の区分は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>個室C 個室D 個室SS 個室SA 個室SB 個室SC 個室SD 個室SE 2人室SF</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> |

個室SG 医学部附属病院積貞棟のSG室
個室MA 医学部附属病棟南病棟のMA室
個室MB 医学部附属病棟南病棟のMB室

第2条 規程第2条第1項ウに規定する文書は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 普通診断書 本院所定の用紙を使用する診断書
- (2) 死亡診断書 本院所定の用紙を使用する死亡診断書
- (3) 特殊診断書 前各号に掲げる本院所定の用紙以外のものを使用する診断書
- (4) 証明書 本院所定の用紙を使用する証明書
- (5) 特殊証明書 本院所定の用紙以外のものを使用する証明書

第3条 規程第2条第3項に規定するもののうち、薬価基準等に未登載の医薬品、治療材料、写真材料及びその他診療用材料等の料金は、その購入価格によりそれぞれ医科診療報酬点数表に定められた算定方法に準じて算出した点数に10円を乗じて得た額とする。

個室SG }
個室MA } (同 左)
個室MB }

第3条 規程別表2 療養の給付と直接関係ないサービス等 2 文書料(法令に基づき無料で交付すべきものを除く。)及び文書発送料に規定する文書は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) }
- (2) }
- (3) } (同 左)
- (4) }
- (5) }

第4条 規程第2条第4項に規定するもののうち、薬価基準等に未登載の医薬品、治療材料、写真材料及びその他診療用材料等の料金は、その購入価格によりそれぞれ医科診療報酬点数表に定められた算定方法に準じて算出した点数に10円を乗じて得た額とする。

附 則

この施行細則は、平成30年1月1日から施行する。